

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第47号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成23年静岡県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の認定（以下「認定」という。）を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、法人にあつては不均一課税を受けようとする事業税の申告期限前30日までに、個人にあつては不均一課税を受けようとする事業税の申告期限までに、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が、出資金の額が1億円を超える特別法人（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第72条の24の7第5項</u>に規定する特別法人をいう。以下同じ。）であるときは、特別法人であることを証する書類</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の認定（以下「認定」という。）を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、法人にあつては不均一課税を受けようとする事業税の申告期限前30日までに、個人にあつては不均一課税を受けようとする事業税の申告期限までに、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が、出資金の額が1億円を超える特別法人（地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第72条の24の7第6項</u>に規定する特別法人をいう。以下同じ。）であるときは、特別法人であることを証する書類</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。